

電動アシスト自転車利用規約(試行)

▶宇部市（以下「市」という）は、電動アシスト自転車（以下「自転車」という）の利用に関し、以下のとおり規定します。

▶自転車は、本規約に同意し、これを順守する自転車の利用者（以下「利用者」という）にのみ、ご利用いただくものとします。

▶本規約に同意せず、またこれに違反される利用者には、利用中であっても、自転車を返却していただきます。

【利用等について】

- 1 自転車は、うべ産業共創イノベーションセンター志（以下「うべスタ」という）の会員登録を行った者にご利用いただけます。
- 2 自転車の利用申請は、メールで受け付けます。
- 3 自転車は、うべスタ及び志イノベーション道場、両施設の往來の手段の目的のみご利用いただけます。（目的外の利用は禁止します。）
- 4 自転車は、利用許可期間内に返却してください。返却が利用許可期間をやむを得ず過ぎる場合は、事前に連絡してください。
- 5 自転車の利用料金は無料とします。

【故障等について】

- 6 自転車の利用中に発生したパンクについては、利用者が最寄り店等に持ち込み修理を行ってください。修理にかかった代金については、利用者にてご負担いただきます。
- 7 自転車の利用中に故障した場合は、そのまま返却してください。
※利用者起因する利用中の故障については、利用者の費用負担で修理していただくこととなります。なお事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金について、市は一切責任を負いません。
- 8 自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生した場合は、管理に起因する場合を除いて市は一切責任を負いません。

【盗難、事故等について】

- 9 利用中に自転車の盗難・紛失等が起きた場合は、速やかに連絡してください。無施錠のまま放置した等利用者起因する事情により盗難、紛失が発生した場合は、その損害に対して全額損害賠償請求します。
- 10 自転車の利用中に第三者による事故・盗難等により利用者に損害が発生した場合において、市は一切の責任を負いません。
- 11 利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等法令で定められた処置をとるとともに、事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- 12 自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として実費をいただきます。

【その他 禁止事項等】

- 13 以上のほか、次の行為を禁止します。
 - (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
 - (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所で駐輪
 - (4) 自転車の改造
 - (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
 - (6) 利用申請者以外の者に使用させること
- 14 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。
- 15 利用規約の違反により市、及び第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。
- 16 自転車の利用に関連して市、うべスタ及び山口大学（大学研究推進機構）が知り得た個人情報については、別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

個人情報保護方針

宇部市、うべ産業共創イノベーションセンター志及び山口大学（大学研究推進機構）（以下「市等」という）は個人情報保護法その他関連法令を順守いたします。

- 取り扱う個人情報の紛失、滅改ざん及び漏洩の防止など、個人情報安全管理ために必要かつ適切な措置を行います。
- 取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内でのみ利用いたします。
- 個人情報保護のために管理体制を継続的に見直し、改善いたします。

第1 個人情報の利用目的

市等は、利用者の個人情報を次の目的で取得し利用します。

- (1) 本サービスの利用に際し、利用者として審査するため
- (2) 利用者が本サービスを利用している間における利用者との各種連絡のため

第2 個人情報の第三者へ提供

1. 市等は、本条第2項に記載する場合を除き、当該個人の承諾がない限り、取得した個人データを第三者に提供いたしません。
2. 次の場合、市等は個人情報を開示・提供することがあります。
 - (1) 利用者ご本人の同意がある場合
 - (2) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会又は、これらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合。
 - (3) その他法令等に定める正当な理由がある場合。

第3 個人情報の管理

市等は個人情報を適切に管理します。

市等は、集計業務、発送業務等の業務の委託をする場合、個人情報を適正に管理する能力を有すると認められる者にかかる業務を委託し、委託先との間で適切な守秘義契約を締結したうえで個人情報の取扱いを依頼します。

第4 個人情報の開示・削除要求への対応

市等の保有する個人情報は、要請に応じて開示します。

開示された個人情報が正確でないとの申し出があった場合、適切な方法で、その内容を確認し必要に応じて、情報の追加・変更・訂正または削除などを行います。